

国際的 PBL 先進校における教員研修委託業務仕様書

1 委託業務名

国際的 PBL 先進校における教員研修委託業務

2 目的

徳島県では、国の「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、県立高校における「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成する「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想」を推進している。

本構想を県内の改革先導高校等において円滑かつ効果的に展開していくにあたり、各類型においてテクノロジーを活用して探究教育を深化させていく計画であることから、教育現場を牽引する教員の資質向上や教育観の変革、および「学びのデザイナー」としての素養獲得が喫緊の課題となっている。

本業務は、この分野での世界的先進校であり、高度なプロジェクト型学習 (PBL : Project Based Learning) を提供していると評価されている米国の「ハイテック・ハイ (High Tech High)」の視察を含めた、事前・現地・事後の包括的な教員研修プログラムを企画・実施することにより、グローバルな視座と幅広い視野を持ったリーダー的教員等を育成し、本県における探究教育の普及、発展、自立定着の仕組み化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日(日)まで

4 委託業務内容

研修に参加する教員は、6名とする。参加者全員に対し、以下の研修等を実施すること。

(1) 事前研修業務

- ・オンラインによる事前学習プログラムの企画、教材作成および実施。
- ・米国のハイテック・ハイ (以下「HTH」という。) の歴史、教育哲学、概要の紹介。
- ・探究学習および PBL 理論に関する講義の実施。
- ・HTH のフレームワークを用いた、日本 (徳島) の教育現場での実践を見据えた PBL による指導手法に関する講義の実施。
- ・参加者による指導手法に関するプレゼンテーションおよび参加者間でのフィードバックの機会提供。

(2) 現地研修業務

- ・米国カリフォルニア州サンディエゴの HTH 等における現地研修プログラムの企画・

実施、および現地研修の進行管理、運営、通訳、コーディネート業務。

・HTH 校内案内や中学校・高校等における、各学年（9、10、12 年生等）や各教科（数学、英語、科学等）の PBL 授業見学の調整・実施。

・校長、大学院教員、現役教員、および在校生等との対話・交流（質疑応答、グループインタビュー、フリートーク等）の場の設定および HTH 教員等から PBL 指導手法に関する助言を受ける機会の提供。

（3）事後研修・成果普及支援業務

・研修終了後における、学びの言語化、定着、および県内への普及展開支援。

・事後研修の企画・実施（現地での学びや、成長内容の言語化・整理、勤務校や地域への還元プランニング、参加教員間のアルムナイコミュニティ化の推進）。

・学習報告会の開催支援（対面およびオンライン形式での成果、ノウハウ、越境体験の共有）。

・ノウハウ共有等による本県全体への PBL の波及・定着に向けた県内教員向けの研修講師や研究授業、研究会の開催。

（4）その他業務定例打合せの実施

・本業務の円滑な進行管理のため、県との間で必要に応じて随時（オンライン会議等を含む）打合せを行うこと。

※研修参加教員に係る「航空券料金」「宿泊先料金」「海外保険料」は、本委託契約の対象経費（契約金額）から除外する。ただし、研修日程を円滑に遂行するため、受託者はスケジュール管理における協力を行うこと。

5 業務遂行体制等

（1）業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。また、海外研修時においては、PBL 研修の指導および現地での適切な研修運営・進行管理を行える経験豊かな人員を配置すること。

（2）業務スケジュールの管理

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随時報告を行うこと。

（3）その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

6 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

7 留意事項

- ・受託者は、本業務に係る会計関係帳簿等を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別して適正に記録すること。
なお、県において必要に応じて本業務の執行状況の検査を行う。
- ・受託者は、県教育委員会と円滑な業務進行管理や意思疎通に努めることとし、各業務の実施に当たっては、企画段階から県教育委員会と十分な相談を行うこと。
- ・各種メディアからの取材依頼があった場合は、事前に県教育委員会に報告すること。
- ・業務完了後は、成果報告、収支報告等の実績報告書を県へ提出すること。また、契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・本業務の履行に係る個人情報の取扱及び情報セキュリティの確保に当たっては、別記1、2を遵守すること。なお、「個人情報の保護に関する法律及び同法施行条例等」並びに「徳島県教育情報ネットワーク運営規程」に抵触しないこととする。
- ・事前・事後研修、定例打合せ等の履行は、徳島県教育委員会が指定する場所で行うこと。現地研修業務については、米国サンディエゴ等の所定の研修施設等で行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。